地域区長懇談会（羽曳が丘地区）　＜概要＞

令和8年8月18日（火）　MOMOプラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
1	羽曳が丘	羽曳が丘1丁目町会	羽曳が丘1丁目と2丁目の間のバス通りにある2か所の横断歩道は、通学時間帯の車の速度が速く、見通しも悪く児童が横断する際、危険を感じることがあります。横断歩道の視認性向上（注意喚起表示、原則対策など）安全対策をご検討ください。	ご指摘の横断歩道につきましては、通学時間帯の児童の安全確保は大変重要であると認識しております。 現地の状況を確認した上で、横断歩道の視認性向上や注意喚起表示など、安全対策について警察へ要望するとともに、市として実施可能な対策についても検討してまいります。 今後も、地域や学校、警察と連携し、児童が安心して通学できる道路環境の整備に努めてまいります。	道路公園課
2	羽曳が丘	羽曳が丘5丁目町会	（公園の）ペットの糞尿問題 ペットの散歩中に家の前に糞を片付けずに放置されるケースが散見され困っている。５丁目公園（北池南側）はペットの糞尿禁止の看板はあるものの尿をさせているケースが散見されている。小さな公園ですのでペットの散歩そのものを禁止してほしい。そこら中に糞尿をするので小さいこどもが遊びにくい。	公園でのペットの糞尿につきましては、多くの方が利用される公園の環境や衛生面からも課題であると認識しております。 ご指摘の公園には、啓発看板を設置し、飼い主のマナー啓発を行っておりますが、現在設置している啓発看板が老朽化しているため、新しいものに交換いたします。また、必要に応じて啓発方法の充実について検討してまいります。 公園は多くの市民が利用する公共施設であり、ペットの散歩を一律に禁止することは考えておりませんが、糞尿の問題もありますので現場確認を担当課に指示します。また、ドックランを市内３か所に整備しています。 今後も、啓発看板の充実や巡回時の注意喚起などを通じて、飼い主のマナー向上に努めるとともに、地域の皆様にもご協力をお願いしながら、公園の快適な利用環境の確保に努めてまいります。 ⇒現場確認済。緊急対応の必要なし。	道路公園課
3	羽曳が丘	羽曳が丘6丁目町会	森商店さんからの西の方向への防犯灯の増設。日が暮れると真っ暗になるので、近隣住民（ご高齢の方）は足元が危ない。 小学校正門付近の防犯灯増設。小学校正門（羽曳が丘）付近において、日照時間の短い冬季の学童保育生徒たちの下校時間が暗く危ない。	地域の皆様の安全安心な環境づくりへの熱意に深く感謝申し上げます。 本市の防犯灯の設置及び管理につきましては、地域の実情を把握されている町会・自治会の皆様により、主体的な防犯活動の一つとして取り組んでいただいております。 本市では、防犯灯の設置および管理につきまして町会・自治会のご負担の軽減を図るため、設置費用の一部を補助する「防犯灯設置費補助金」や、電気代など設置後の管理費用の一部を補助する「防犯灯管理費補助金」の制度をご用意しておりますので、こちらの制度のご活用もご検討いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。 なお、町会等などが主体となり、学校敷地の一部を活用して防犯灯を設置される場合につきましては、設置場所や管理方法等について協議を行うことが可能ですので、その場合は相談いただけたらと思います。	危機管理課
4	羽曳が丘	羽曳が丘7丁目町会	羽曳が丘7丁目11番地先の市道について、アスファルトの老朽化が激しく劣化して分離した骨材が飛び散り、住宅の中まで入ってきております。駐車している車両への飛散も見受けられます。 現在、羽曳が丘各所で下水道工事や水道工事が行われているため当箇所もライフラインの改修など予定されているなら、そのとき同時に舗装の改修もされると思いますが、当箇所においてライフラインの改修予定がないのであれば早急にアスファルト舗装の改修をしていただきたい。以前担当課に聞いたところ、下水管が痛んでいないため現在は工事予定はないと回答があった。	ご指摘の箇所につきましては、市といたしましても舗装の劣化を認識しております。 下水の工事予定はないとのことですが、飛び石等の被害があるとのことで簡易な整備は担当課に指示します。 現在、羽曳が丘地区では、ガス・水道・下水道などのライフライン更新工事を順次実施しております。 これまでは、それぞれの事業者が個別に対応していたため、工事の時期や調整に課題がありましたが、現在は関係機関との連絡体制を整え、情報共有を図ることで、効率的かつ計画的に工事を進められるよう取り組んでおります。 ご指摘の箇所につきましても、ライフライン工事の予定を踏まえ、効率的な整備が図れるよう関係機関と調整するとともに、舗装の必要性や優先順位を勘案し、早期の改修に努めてまいります。 ⇒9/24区長と協議済み	道路公園課
5	羽曳が丘	羽曳が丘8丁目町会	【公園に設置されている「禁止」看板の再考を求める】 公園には、ボール遊び等、様々な禁止事項が看板に書かれている。 お年寄りや小さい子どもの安全、近隣の迷惑防止を目的に設置されたのだと思うが、禁止することだけが最善の策とは思わない。一律に禁止することによって子どもの自由な遊び場が奪われたり、青少年の育成や大人のモラルを阻むことにも繋がると思う。 近年、3丁目にボール遊びができる公園ができたようであるが、それが最終ゴールではないと思う。 ≪どうしたらお年寄り、小さな子ども、青少年、近隣の住民が一つの公園内で安全に楽しく過ごせるかを、一緒に考え続ける町≫になることを願う。その結果、公園に立てる看板には 「ここは老若男女を問わず、みんなが安全に楽しめる場です。これを阻害する行為を行うものは立ち入ることはできません」という文言になる。本件は。行政への一方的な要望ではなく、地域も一体となって考え取り組むべき課題である。ぜひ行政と地域の共同タスクを立ち上げていただきたい。	公園は、子どもから高齢者まで、多くの方が安全で快適に利用できることが大切であり、禁止看板につきましても、安全確保や近隣への配慮のため設置しているものです。 一方で、ご提案のとおり、公園はルールで制限するだけではなく、多世代が互いに思いやりを持って利用できる環境づくりも重要であると考えております。 そうした思いから、市長就任以来、公園の整備には特に力を注いでおり、高齢者向けには健康遊具、子どもたち向けにはボール遊びができる公園を市内で整備しており、羽曳が丘地区においては東公園にて新たにボール遊びができる公園がオープンしました。 今後も地域の皆様のご意見を伺いながら、公園の利用ルールや利用環境について、地域と行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら、より良い公園づくりに向けた取組を進めてまいります。	道路公園課
6	羽曳が丘	羽曳が丘9丁目町会	道路のひび割れについて 道路のひび割れ等については市のメールフォームにて報告すれば対応していただけるとのことだが。具体的にどれくらいのひび割れだと対応していただけるのか。道路の陥没であればわかりやすいが、町内でも数か所ひび割れが気になるところがあるが、報告したほうがいいのか判断がつかないので写真等実例つきでご教授ください。	道路の損傷には、ひび割れやポットホール（穴ぼこ）など様々な状態があり、損傷の程度や道路の安全性を確認した上で、必要な補修を行っております。 「この程度で連絡してよいのだろうか」と迷われる場合でも、お気付きの箇所がございましたら、市のメールフォーム等でお気軽に情報提供をお願いいたします。市が現地を確認し、補修の必要性を判断の上、適切に対応してまいります。 なお、道路の損傷等の通報については「市民投稿システム」が公式LINEからオンラインでご利用できますので、お気軽にお使いください。	道路公園課
7	羽曳が丘	羽曳が丘10丁目町会	歩道を利用しての荷物の入出荷作業と荷物の積み上げ 昨年度要望に引き続き、羽曳が丘10丁目ジョーシン東側、埴生野にある〇〇㈱が歩道を利用しての荷物の入出荷を行っている。また積み上げ物が尋常じゃないほど膨大で敷地を超えて積み上げている範囲は昨年度より広がっている。積み上げ物の崩落、延焼、飛散の危険、景観が著しく損なわれている。 昨年度の回答では当該道路は府道で富田林土木事務所が管理者で市と羽曳野警察で状況を確認して地域住民の安全確保を目的として近く、条例の制定を検討しているとのことでしたが進捗状況は。ゲートが閉鎖されている時も、冷蔵庫を回収される場所として、認識されているのか冷蔵庫などがおろされている。災害時の火災やフロンガス漏れが心配である。	荷物の積み上げについては、違法になるものではありませんが、当該事業者につきましては、担当課より注意するように職員を向かわせます。 ご質問の条例制定についてですが、本市では、先ほどもお話しましたが、国に先駆け、大阪府で初めて昨年度に「羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例（通称：スクラップヤード条例）」を制定し、この４月から運用を開始しております。この中で、火災の発生や延焼を防止する措置や積み上げ高さの基準などを定めて適正な管理を求めております。 今後も、関係機関と連携して必要な指導を継続してまいります。	環境保全課

地域区長懇談会（羽曳が丘地区）　＜概要＞

令和8年8月18日（火）　MOMOプラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
8	羽曳が丘	羽曳が丘西1丁目町会	街路樹（ハナミズキ、ヤマボウシ）の伐採・捕植および下草の処理について 旧バス通りには、街路樹（ハナミズキ）の枯木、傾木の伐採された跡が目立ち、その下の雑草管理がされていない箇所が見受けられる。代替となる植樹があるのかどうか知りたい また、西１丁目バス停がある道路では、街路樹（ハナミズキ、ヤマボウシ）が剪定されずに道路側に大きくはみだし、中ほどにあるT字路からの見通しが悪く危険である。 実際、左右の安全確認の際、ヒヤリハット報告があります。早急に対処をお願いしたい。 それに加え、落ち葉と下草処理ができておらず、定期的な伐採対応をお願いしたい。	ご指摘いただきました街路樹の剪定や下草の管理につきましては、現地の状況を確認し、安全な通行に支障が生じている箇所については、適切に対応してまいります。 また、落ち葉や下草につきましても、道路環境や景観に配慮しながら維持管理に努めるとともに、より効果的な管理方法について検討してまいります。 なお、枯れたり、倒れる恐れがあるため伐採した街路樹の跡地への補植（植樹）につきましては、樹木の生育状況や周辺環境、維持管理の状況などを総合的に勘案し、適切に判断してまいります。 雑草等については、市としても必要に応じて伐採などの対応を行っておりますが、人員や予算が限られていることから、地域の皆様にもご協力をお願いしているところです。 地域の清掃活動などにおいて伐採いただいた雑草等につきましては、ご連絡いただければ市で回収に伺います。 今後も、地域の皆様と協力しながら、よりよいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	道路公園課
9	羽曳が丘	羽曳が丘西2丁目町会	路上駐車の取り締まり強化について 羽曳が丘小学校裏門付近の十字路交差点角に、運転者不在の車が比較的長い時間駐車されています。 ほかの車両の通行や児童の安全な通行の妨げとなっています。 また、周辺の住宅前にも停められており、地域住民が大変迷惑しております。 特に午前9：00、午後3：00の時間帯が多い。放課後デイサービスのお迎えではなく、おそらく学校のお迎えと思われる。場所は羽曳が丘西2-2-22、羽曳が丘西2-2-65の間の道路。 マナーの問題もあると思いますが、何か対策を講じていただくようお願いします。	ご指摘の箇所につきましては、路上駐車が児童の安全な通行や車両の通行に支障を及ぼすおそれがあることから、安全確保が重要であると認識しております。 路上駐車の取締りは警察の所管となりますが、市といたしましても、警察に対し取締りの強化や巡回を要望するとともに、必要に応じて注意喚起など、市として実施可能な対策について検討してまいります。 ⇒小学校から保護者に注意喚起済み ⇒8/20　当該地に看板設置済み	道路公園課
10	羽曳が丘	羽曳が丘西3丁目町会	四天王寺大学グランド横の道路から河原城へ行く三差路(学園前5 丁目)で、下り道路の白線が左側に向いているが、右折車はセンターラインを大きくはみ出して曲がる車が多く、左折してくる車と接触しそうで危険。白線の引き直しやポールを立てる等の対策を求む。（お地蔵さんのあるところ）	ご指摘の箇所につきましては、令和４年頃に交通状況を踏まえ、安全対策として路面表示の見直しを実施しております。 また、現地の状況から、ボストコーンの設置につきましては、道路幅員が限られており、車線が狭くなることで、かえって車両の通行に支障を及ぼすおそれがあることから、設置は難しいものと考えております。 引き続き、交通状況を注視するとともに、必要に応じて警察とも連携しながら、安全対策について検討し、より安全な道路環境の確保に努めてまいります。	道路公園課
11	羽曳が丘	羽曳が丘西4丁目町会	羽曳が丘小学校の通学路にある交差点にカーブミラーを設置してほしい。南北のバス通りを挟んで東側には複数設置されているのに西側にはない。南北方向の一時停止を無視して交差点に進入する車が多い 地域住民、登下校の児童の安全のため早急に対応していただきたい。	担当課より区長様へご連絡のうえ、現地確認を行わせていただきます。 カーブミラーの設置につきましては、見通しや交通状況などを総合的に判断するとともに、設置場所によっては地域の皆様のご理解とご協力が必要となる場合がございます。 ⇒区長と立合い済み。近日設置予定	道路公園課
12	羽曳が丘	羽曳が丘西5丁目町会	飼い主のいない動物（野良猫）への餌やり（置き餌）行為に関すること 西5丁目の全体に近い広範囲におきまして、飼い主のいない動物（野良猫）への餌やりをきっかけとして、お困りの声（糞尿、におい、害虫やアライグマやカラスが集まってくる）が多く寄せられています。食べ残しをそのままにする置き餌や、トイレの世話、不妊去勢手術などを伴わない餌やりは、結果的に地域の衛生管理を損ねることになっており、このことが原因で多くの住民の皆様が、日々精神的負担を抱えておられます。町会ではこれまでに「猫」に関する実態調査やアンケート調査、町会よりお願いの回覧や貼り紙、数年にわたる幹事会での話し合い、餌やり場の餌の撤去や清掃などを行いましたが、現在これらの問題は、極めて深刻な事態に発展しております。また、ほかの地域より餌（パンなど）を撒きに来る方もおり、困っています。 子どもからお年寄りまで誰もが安心して心豊かに暮らせるよう行政の皆様のお力添えをいただきますようお願いします。	野良猫へのエサやり行為そのものは、法律上ただちに違法となるものではなく、一律に禁止することは難しい状況です。 しかし、無責任なエサやりにより、悪臭や害虫の発生など、地域のみなさまにご迷惑をおかけしている状況が生じていることから、エサやりをされている方が特定できる場合には、大阪府動物愛護管理センターへご相談いただけますようお願いいたします。動物愛護管理センターでは、状況を確認したうえで、適切な指導や助言を行うことが可能でございます。 エサやりをされている方が特定できているとのことですので、西元府議を通じて動物愛護管理センターへ話を通しておきますので、西5丁目町会から愛護管理センターに連絡していただくようお願いします。 市としましては、猫の適正飼養や、飼い主のいない猫への無責任な餌やりの防止、また、地域猫活動についても、広報や市ウェブサイトを通じて、さらに周知啓発を図って参りたいと考えております。	環境保全課
13	羽曳が丘	羽曳が丘西6丁目町会	小道の草刈りの件 阪南大グラウンドと西6丁目南公園（住宅地図では「C-16公園」と表記）の間の小道の草刈りについて要望致します。この小道の草刈りを当町会が6/9に羽曳野市の担当部署に依頼しましたが、当方からのこの依頼場所がうまく伝わらず、「確認の上検討します」との回答のまま現在に至っています。	当該小道については、里道敷となりますが、かつてPLの花火大会が行われていた頃には、地元住民の皆さまのご協力を得て、除草作業を進めていた経緯があります。今後も引き続きご協力をいただきたいと考えています。 当該里道敷につきましては、除草作業依頼は管財用地課にご依頼ください。 ⇒8/19対応完了済み	管財用地課
14	羽曳が丘	羽曳が丘西7丁目町会	羽曳が丘西65号線の整備について 西７丁目エリアから車や人が出るときに住民が支障のないようにしてもらいたい。	羽曳が丘西65号線の整備につきましては、これまでの説明会や回覧資料でお示ししておりますとおり、安全対策を講じながら事業を進めてまいります。 今後も、地域の皆様が安全・安心に通行できるよう、必要な安全対策を講じながら整備を進めてまいります。 また、道路完成後におきましても、交通状況や利用状況を継続的に確認し、必要に応じて安全対策の検討を行ってまいります	道路公園課
15	羽曳が丘	羽曳が丘5丁目町会	防犯カメラの設置について、羽曳が丘５丁目では防犯カメラの設置について協議進行中、組長会議で話し合ったところ防犯カメラ設置要望書提出までの工程が煩雑であり、役員の負担が大きい。 設置要望地を市に報告するまでの作業のみで、ほかの工程は市で行ってほしいという意見が多数あり。 ご検討お願いします。9月頃に防犯カメラの申し込みをする予定	この度、要望書提出までの工程が煩雑であり役員様のご負担が大きいというご意見を頂戴いたしました。地域の安全安心に向けた、日頃からの皆様の取組みに対しまして、心より感謝を申し上げます。 現在実施しております防犯カメラ設置補助制度は、地域の自主的な防犯活動を支援することを目的としております。 町会・自治会のみなさまの同意書や購入を予定されている業者からの見積書をとっていただくなど、補助金の交付申請や設置に係る一連の手続きにつきましては、地域の皆様が主体となって進めていただくことをお願いしております。 なお、書類の作成などにつきましては、少しでも皆様のご負担が軽減できるよう、窓口でのスムーズな事前相談の対応などのサポートを強化してまいります。申し込みをされる予定であれば、来庁前に事前に危機管理課までお問合せください。	危機管理課

地域区長懇談会（羽曳が丘地区）　＜概要＞

令和8年8月18日（火）　MOMOプラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
16	羽曳が丘	羽曳が丘1丁目町会	モモプラザの使用申し込みについて、1か月前から申し込みできるが3か月前からにしてほしい。	このたびは、モモプラザの使用申込みにつきまして、貴重なご要望をお寄せいただき、誠にありがとうございます。 利用の承認時期につきましては、羽曳野市の条例施行規則により、現在は「利用希望日の１か月前のから予約可能」と定めており、現状の予約時期となっています。 現在、本市では、書類の記入負担軽減を図る「書かない窓口」など、DXの推進を進めており、MOMOプラザを含むコミュニティセンターにつきましては、オンラインで予約ができる予約システムの導入の研究を進めているところです。 頂きましたご意見も踏まえ、予約時期、予約方法について考えていきたいと思います。	市民協働ふれあい課
17	羽曳が丘	羽曳が丘6丁目町会	街路樹の撤去後、根元の雑草駆除・犬の糞等衛生上のためコンクリートを敷いていただきたい。 場所については関西みらい銀行、バス通り沿いにある駐車場前の歩道	街路樹撤去後の植樹桝については、歩道景観や雨水浸透機能などの役割もあることから、一律にコンクリート舗装とすることは難しいと考えております。 ご要望の箇所につきましては、現地の状況を確認し、雑草対策や衛生面、歩行者の安全性などを踏まえ、補植を含めた必要な対策について検討するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。	道路公園課
18	羽曳が丘	羽曳が丘7丁目町会	羽曳が丘7丁目14番地先の市道について、農林センター敷地内の雑木林から枝や雑草が伸びてきており、車両の通行に支障をきたしております。農林センターへ除草、伐採の指示をしていただきたく要望します。 また竹林の道路向かい側住宅や側溝、庭の中へ笹の葉が飛散し、掃除するのが大変な作業になっています。高齢者の多い住宅街です。農林センターへは何か対応していただくことはできないのでしょうか。	ご要望の箇所につきましては、樹木や竹林の繁茂により、車両の通行や周辺住宅へ影響が生じている状況について把握しております。 樹木や竹林の維持管理につきましては、通行の安全や周辺生活環境に配慮した適切な管理が重要であると認識しております。 今後は、現地の状況を踏まえ、樹木や竹林の適切な維持管理について検討を進め、安全で良好な道路環境の確保に努めてまいります。	道路公園課
19	羽曳が丘	羽曳が丘8丁目町会	バス停付近の交通制御 【羽曳が丘7丁目バス停前の交通制御を求める】 バス降車後、横断歩道で対面の歩道に渡る際、南北からの車にひかれそうになることが度々発生している。（停車しているバスによって見通しが悪くなり、南から北に向かう車の接近に気づくことができない） 横断歩道前に車のスピードを抑制する注意信号の設置や、停車しているバスを追い抜くことができないような制御、警察による取り締まりを求める。	ご指摘のバス停付近につきましては、バス停車時の見通しの悪化などにより、横断歩道を利用される方の安全確保は重要な課題であると認識しております。 交通規制や信号機の設置、交通取締りにつきましては警察の所管となりますが、市といたしましても当該箇所の状況は把握しておりますので、必要な安全対策について警察と協議・要望を行うとともに、市として実施可能な対策についても検討してまいります。	道路公園課
20	羽曳が丘	羽曳が丘9丁目町会	9丁目バス停（東側）近くの交差点に横断歩道を設置してほしい グランハーモの入口交差点に横断歩道を設置してほしい。夕方から夜にかけてバスから降車する人が多く、また住宅地内に帰ってくる車も多いことから危険を感じることがある。小中学生が多いこともあり自転車の飛び出しも散見される。羽曳が丘9丁目22番10号付近	ご要望の横断歩道の設置につきましては、歩行者の安全確保の観点から重要なご意見であると認識しております。 横断歩道の設置は警察の所管となりますが、市といたしましても、当該箇所の交通状況や利用状況を踏まえ、警察と連携しながら必要な安全対策について検討を進めてまいります。	道路公園課
21	羽曳が丘	羽曳が丘10丁目町会	道路の白線の補修について 各所に道路の白線が消えていたり、薄くなっている。特に羽曳が丘10丁目サンプラザとジョーシンの信号北側交差点は交通量が多く危険が伴う。早急に補修をお願いしたい。	担当課より区長様へご連絡のうえ、現地確認を行わせていただきます。 なお、路面標示には、道路管理者である市が設置・管理するものと、警察が設置・管理するものがございます。 そのため、見た目だけでは管理者の判別が難しい場合もあることから、補修が必要と思われる箇所を見かけられましたら、お気軽に市役所へご連絡いただければと思います。 また、警察が管理する路面標示につきましては、本市から所管する警察へ要望内容をお伝えし、対応をお願いしてまいります。	道路公園課
22	羽曳が丘	羽曳が丘西1丁目町会	町内の管理防犯灯について 従来の蛍光灯からLED灯に切り替えてから１５年以上経過したものがあり、LED灯の設計寿命からみて将来交換時期を迎えることとなります。（西１丁目には83灯の防犯灯設置） 現在、防犯灯の維持管理（電球、灯具の交換費用）は、町内会費で賄っており、それに伴う防犯灯の設置に係る費用や維持費は「防犯灯管理補助金」として補助していただいています。しかしながら、近い将来LED灯の交換をするにあたっては令和８年度は、１団体あたりの設置灯数制限（5灯）が設けられています。 数年前のように制限を設けない施策に変更していただきたく強く要望します。 助成金制度について、現在設けられている台数制限が撤廃されますと町会として防犯灯補修に予算計上できるのではないかと思われます。	地域の皆様の安全安心な環境づくりへの熱意に深く感謝申し上げます。 皆様にご活用いただいております「防犯灯設置補助金」につきまして、昨年度は国からの物価高騰対策を目的とした交付金により、１年間に限り台数制限を撤廃させていただきましたが、本年度につきましては、従前の規定に戻り「一年度につき5灯まで」とさせていただいております。 今後も、国からの交付金等を有効活用して皆様のご要望にお応えするとともに、然るべきタイミングで「防犯灯設置補助制度」の補助灯数も含めて検討してまいります。ご理解の程よろしくお願いいたします。	危機管理課
23	羽曳が丘	羽曳が丘西2丁目町会	MOMOプラザ周辺の樹木と除草についての要望ですが、池周辺や駐車場側階段付近につきまして定期的に剪定や草刈りを行っていただきたいです。 予算や人手など様々な事情があると存じますが、木々や雑草が生い茂り近隣の住宅に影響を及ぼす懸念があります。 昨年と同じ要望になりますが地域の快適な環境づくりのため何卒ご対応のほどお願いします。	MOMOプラザ周辺の樹木と除草について隣接する住民の皆様にはご迷惑をおかけしています。 現在、除草・剪定作業は年1回を目安に実施しています。昨年は9月頃に作業を行いましたが、雑草の成長が早いため、効果的でなおかつ近隣に迷惑がかからない実施時期を見極めていきたいと考えていますので除草の実施時期についてはご相談させていただきたいと考えています。 また、昨年より、少しでも雑草の発生を抑制できるよう、防草シートの敷設を段階的に進めているところです。 引き続き、周辺環境の改善に向けて、可能な対策を検討しながら取り組んでまいります。	市民協働ふれあい課
24	羽曳が丘	羽曳が丘西3丁目町会	5丁目交差点の関西みらい銀行前の道路は片側1車線だが、藤井寺方面の右折車と直進・左折車が並列して信号待ちをしている。事故も多発しており、白線にて車線を分ける等の対策をして欲しい。	ご指摘の交差点につきましては、右折車と直進・左折車を区分するための車線を設けるには、必要な道路幅員を確保する必要がありますが、現状の道路幅員では新たな車線区分を設けることは困難であります。 一方で、安全な通行の確保は重要であることから、今後も交通状況を確認するとともに、警察と連携しながら、現状の道路条件の中で実施可能な安全対策について検討してまいります。	道路公園課

地域区長懇談会（羽曳が丘地区）　＜概要＞

令和8年8月18日（火）　MOMOプラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
25	羽曳が丘	羽曳が丘西4丁目町会	空き家問題について ①西4-1-19 北側の木（10本）がバス通り歩道に突き出し通行に支障。 木々には支えがないため台風等で倒壊の恐れがある。東側も複数の庭木が前面道路にはみ出している。そのため大型車両の左折に影響、標識が隠れている。街灯の効果も低下。 ②西4-1-5 雑草が越境して周辺の住宅に影響 ③西4-4-11 家屋はない敷地、前面道路にはみ出している。	ご指摘の１件目につきましては、以前より草木の繁茂等についてご相談をいただいており、市といたしましてもこれまで継続して現地確認を行うとともに、関係者へ適切な管理を促すなど対応を重ねてまいりました。 そうした中、直近においてこれまで連絡を取っていた方への送達が困難となったため、途切れなく対応を進めるべく、現在は速やかに新たな権利者や連絡先の確認・追跡手続きへ移行したところでございます。 連絡先が確認され次第、直ちに環境改善に向けた指導・要請を行ってまいります ２件目と３件目につきましても以前にご相談をいただいており、市といたしましては直ちに所有者の特定を行い、すでに適切な管理を求める連絡および指導を実施済みでございます。 現在は、所有者側における対応状況を見守りつつ、必要に応じて早期の環境改善に向けた再度の働きかけを行うなど、継続して注視・対応を図っているところでございます。 いずれの物件におきましても、市として放置することなく、それぞれの状況や種別に応じた適切な連携と手順により、環境改善に向けた取り組みを進めてまいります。	建築住宅課
26	羽曳が丘	羽曳が丘西5丁目町会	峰塚中学校における自転車通学の許可基準について 羽曳が丘西5丁目内だけでも端から端まで約600mの距離があります。徒歩で通学している子が自転車通学を許可されている家（西6丁目）の前を徒歩で通りながら登校するという状況であり、子どもや保護者間で不公平感が募っています。近年酷暑の中での徒歩通学や、特に部活動での再登校の日は2往復で約2時間歩くこととなり、熱中症など子どもの命に関わる危険を感じています。実際の距離を判別して、自転車通学の許可基準の既定の改正、生徒の命と健康を最優先する柔軟な通学ルールの策定をお願いします。	日頃より本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。また、近年の著しい酷暑の中での徒歩通学や、部活動等による往復が子どもたちの身体に及ぼす負担、熱中症リスクについてご懸念されるお気持ちにつきましても、深く受け止めております。 自転車通学区域の指定につきましては、学校からの距離や対象生徒数に加え、通学路周辺の交通環境などを総合的に考慮し、「通学の安全確保」を最優先に各学校において判断・指定を行っております。 大阪府警の統計でも、中学生の重大事故の約7割が自転車乗用中に発生していることから、安全面から慎重な判断が求められる現状がございます。そのため、許可基準や対象区域の見直しにつきましても、基本的には各学校にて検討が進められる事案となります。 しかしながら、今回いただきました貴重なご意見を踏まえ、引き続き教育委員会と連携し、通学路の安全点検を計画的に進めるとともに、児童生徒の健康と安全に配慮した適切な対応が図られるよう、各学校へ周知・指導を行ってまいります。	学校教育課
27	羽曳が丘	羽曳が丘西7丁目町会	市が回収してくれている粗大ごみ、資源ごみの前日から当日早朝にかけ軽トラで入ってくる民間の業者がいます。何台もの軽トラがかなりのスピードで走り回り各家庭から目当ての、アルミ缶や金属を住人のことわりなく回収しています。子どもの登校時間や出勤時間と重なっていてとても危険な状況です。何か規制や指導してもらえる手だてはないものかと思います。	現在、持ち去り行為そのものを直接規制する法的な根拠がなく、業者への指導は難しい状況です。 そのため、危険運転などにより住民の方に危害が及ぶ可能性がある場合など、悪質な事例につきましては、警察への相談を助言するなどの対応を行っております。	環境保全課